

城陽市障がい者自立支援協議会

第 30 回 聴覚言語障がい支援部会報告書

報告者 部会長 聴覚障害者生活支援センター は一もにい 長山 綾

標記について下記のとおり報告します。

日 時	平成 27 (2015) 年 6 月 23 日午前 10 時～12 時
場 所	城陽市福祉センター 研修室
出席者	城陽市福祉課 相談支援事業所 は一もにい 手話通訳者の会・要約筆記奉仕委員会・手話サークル・要約筆記サークル 城陽ろうあ協会・城陽市難聴者協会
検討課題	1. 城陽市手話言語条例について 2. 啓発パンフレットについて 3. 難聴者・要約筆記の啓発

【議事録】

1. 城陽市手話言語条例について
 - (1) 今後、条例が市民に浸透し聴覚障がいがあっても安心して住めるまちとなるためには、部会としての応援が必要である。
 - (2) 城陽市が行う、研修や啓発活動に、部会としても積極的に関わっていく。
 - (3) また、城陽市手話言語条例に伴う手話施策推進会議にも部会長が参画していく。
2. 啓発パンフレットについて
 - (1) 手帳所持者と部会参画団体には配布済み。多くの市民の目に触れてもらう機会を設けたい。
 - (2) 城陽市障がい者自立支援協議会のホームページにて公開し、市内外の方々にも知っていただく機会としたい。